後期高齢者医療制度
平成25年度 保険料が確定

市は、後期高齢者医療制度の平成25年度保険料を決定しました。7月中旬に、決定通知書を加入者のみなさんに郵送しますので確認をお願いします。

また、今月は被保険者証の切り替え月でもあります。郵送する新しい被保険者証は8月1日㈭から医療機関を受診する時に必要です。忘れずに持参してください。

【問合せ先】
国保医療課（☎64・1374）

◆保険料の計算方法など◆

保険料の計算方法や軽減措置については、左図のとおりです

◆被扶養者であった人の軽減◆

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険・協会けんぽ・共済組合などの被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額を9割軽減します。（国民健康保険・国民健康保険組合を除く）。

なお、この軽減措置は、京都府後期高齢者医療広域連合が、各社会保険などからの加入情報を基に決定しますが、各社会保険などからの情報に漏れがある場合があります。

保険料が軽減されていない人は、加入していた社会保険などからの「資格喪失証明書」を持参してください。

◆入院時などは申請を◆

後期高齢者医療制度に加入する非課税世帯の人は、入院時の食事代などの負担額が減額されます。入院や高額な外来診療を受診する時は、事前に申請をお願いします。

また、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を持つ人は、有効期間は7月31日㈬です。

8月1日㈭以降分は、平成24年中の所得状況で決定し、引き続き対象となる人には7月下旬までに新しい認定証を郵送します。

保険料の計算方法

保険料＝46,390円（均等割額）＋【総所得額−33万円】×9.12%（所得割額）

所得に応じた軽減措置

下表のとおり、世帯の所得に応じて保険料の被保険者均等割額は変わります。なお、65歳以上の人の公的年金所得は、公的年金等にかかる雑所得から15万円を控除した額で決定します。

また、総所得額から33万円を引いた金額が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

被保険者全員＋世帯主の総所得金額など	軽減割合
総所得が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほかの所得がない場合）	9割軽減
総所得が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない	8.5割軽減
総所得が33万円＋24万5千円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下の世帯	5割軽減
総所得が33万円＋35万円×被保険者数（被保険者である世帯主を含む）以下の世帯	2割軽減

被保険者証の切り替え 8月1日から利用を

後期高齢者医療制度の加入者へ、7月中に新しい被保険者証を郵送します。必ず届いた被保険者証の氏名・住所・医療機関の窓口負担割合（一部負担金割合）など内容を確認してください。新しい被保険者証は、8月1日㈭から利用できます。旧被保険者証は、使えなくなりますので、注意してください。

なお、一部負担金割合は、平成24年中の収入状況により判定します。現在持っている被保険者証の割合が、1割が3割、3割が1割に変更となる場合があります。

制度・内容	対象
◆老人医療制度◆ 医療費の自己負担分の一部を助成	65～69歳で、①～③のいずれかに該当する人 ①1人暮らし ②満60歳以上の人のみで構成する世帯 ③所得税非課税世帯 ※①②は所得制限があります。 ※住民税非課税世帯の人は、通院・入院に掛かる医療費の自己負担額を軽減します。
◆障害者医療制度◆ （後期高齢者医療被保険者以外の人） ◆重度心身障害老人健康管理事業◆ （後期高齢者医療被保険者の人） 健康保険で受診したときの自己負担分を助成	次の①～④のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持つ ②療育手帳Aを持つ ③療育手帳B（b1）と身体障害者手帳3級を持つ ④精神障がいのある人で障害基礎年金1級または2級を受給する
◆母子医療制度◆ 健康保険で受診したときの自己負担分を助成	母子家庭で18歳以下（高校3年生相当以下）の児童と母親
8月1日から新制度に変更 ◆ひとり親家庭医療制度◆ 健康保険で受診したときの自己負担分を助成	対象を拡大し父子家庭まで含みます ひとり親家庭で18歳以下（高校3年生相当以下）の児童と父母または養育者

老人医療 障害者医療 母子医療 受給者証の更新月
対象者は申請書の提出を

市は、左表のとおり、老人・障害者・母子医療制度（福祉医療制度）および重度心身障害老人健康管理事業を行っています。7月は福祉医療制度の「福祉医療費受給者証」の更新月です。

【申請はお済みですか？】

新たに対象となる人や、すでに受給している人で申請がまだの人は、申請書の提出をお願いします。

なお、老人医療制度は、世帯構成・前年の収入額で「非該当」となる場合があります。また、負担割合は、本人や扶養義務者の課税所得額により、3割負担となる場合があります。

対象に該当する人には、新しい受給者証を7月中に郵送します。8月1日㈭からは新しい受給者証で受診してください。

【限度額認定証の申請は7月31日までに】

住民税非課税世帯の人で、「福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証」を持つ人も更新月です。新たに該当すると思われる人は7月31日㈭までに申請が必要です。

【申請・問合せ先】
国保医療課（☎64-1374）

母子家庭医療の対象を父子家庭まで拡大 8月1日からひとり親家庭医療制度に

母子医療制度は、8月1日から対象に父子家庭が含まれ、「ひとり親家庭医療制度」に制度名が変わります。新たに対象に該当する人は、申請をお願いします。

申請方法＝健康保険証・印鑑を持参してください

1月2日以降に市に転入した人は、1日1日現在の住所地の市区町村が発行する所得課税証明書が必要です。

子ども・子育て会議 市民委員を公募
子育て支援事業計画に意見を

市は、子ども・子育て会議の市民委員を募集します。

【子ども・子育て会議とは】

国で子ども・子育て関連3法が成立し、地域の実情に応じた子育て支援事業計画の策定や、子どもを育てる保護者の意見を反映した施策の立案が求められています。

子ども・子育て会議は、市条例に基づき、教育・保育・子育て支援などの関係団体や有識者のほか、子育ての当事者である保護者からの意見も広く取り入れるため設置します。

【応募資格】

市内に在住する20歳以上で平日昼間に開く会議に出席でき、次の要件に該当する人

▼子ども・子育て支援に関心や熱意がある▼市のほかの委員に就いていない

【会議の回数】

年4回程度

【募集人数】

1人。多数の場合は、作文などの書類で選考します

【任期】

2年。報酬あり

【応募方法】

子育て支援課にある応募用紙を持参・郵送してください

応募用紙の裏面には、作文（テーマは、地域で楽しく子育てをするために。400～800字程度）を書いてください。

なお、応募書類は返却しません。結果は郵送でお知らせします。

【しめきり】

7月12日㈮（必着）

【応募・問合せ先】

子育て支援課（〒610・0393（住所不要）、☎64・1376）

国民年金
ご存じですか？免除猶予制度
今年度分の申請は7月から受け付け

収入の減少や失業などで国民年金保険料を納めることが難しい人には、保険料免除・猶予制度があります。未納のままにしないで手続きを行ってください。

保険料が未納のままになっていると、将来の老齢基礎年金や、不慮の事態が起きた場合、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられないことがあります。また、学生の人には学生納付特例制度がありますので、ご相談ください。

問合せ先＝▼市民年金課（☎64-1333）▼京都南年金事務所（☎075-643-2547）

【保険料免除制度】

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業などで保険料を納めることができない場合は、申請後に承認されると納付が免除されます。

免除額＝全額・4分の3・半額・4分の1

【若年者納付猶予制度】

20歳以上30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請後に承認されると納付が猶予されます。

申請期間＝7月1日㈪～平成26年7月31日㈭

承認期間＝7月～平成26年6月

【申請に必要なもの】

▼国民年金手帳（基礎年金番号通知書）▼印鑑▼雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など（平成24年3月31日以降に失業した場合。写し可）

なお、平成25年1月2日以降の転入者は、同年1月1日現在の住所地の市区町村が発行する同25年度所得・課税証明書か非課税証明書が必要です（平成24年度分を併せて申請する場合は、同24年1月1日現在の住所地の市区町村が発行する証明書が必要です。ただし同24年度分の申請は同25年7月31日㈭までです）

40歳からの特定健康診査
健康管理のため必ず受診を

市は、市国民健康保険（市国保）の加入者を対象に無料で「特定健康診査」「特定保健指導」を行っています。受診期間は8月30日㈮までです。健康管理のため、必ず受診しましょう。

場所＝案内書を郵送しましたので確認してください

対象＝市国保加入者で昭和13年8月1日～同48年3月31日生の人

なお、市国保加入者を対象に行う人間ドックを受診する人を除きます。

健診項目＝問診・身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図検査・医師による診察。必要な人のみ眼底検査

費用＝無料

問合せ先＝▼国保医療課（☎64・1332）▼健康推進課（☎64・1335）

子宮頸がん予防ワクチン
積極的な接種勧奨を差し控え

子宮頸がん予防ワクチンの接種には、注射部位の痛みなど軽度の副反応のほか、ごくまれに呼吸困難や末梢神経の病気などの報告があります。

厚生労働省は6月から、積極的に接種の勧奨を行うことを差し控えました。接種を希望される場合は、有効性とリスクを理解した上で受けるようお願いします。

詳しくは、市ホームページか厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）をご覧ください。

【問合せ先】
健康推進課（☎64-1335）

子宮頸がん 乳がん 大腸がん 無料クーポンで検診を
早期発見で素早くがん治療

市は、特定の年齢に達した人を対象に、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポン券・検診手帳を郵送しました。

がんは、早く見つけ、治療に取りかかれば治る確率が高くなります。

この機会に必ず受診しましょう。

【対象】

下表のとおり

なお、紛失した人や、検診期限までに本市へ転入し、他市区町村が発行した無料クーポン券を持っている人はお問い合わせください。

【検診内容】

▼子宮頸がん検診＝問診・内診・細胞診（子宮体がん検診は必要な人のみ）**▼乳がん検診**＝問診・視触診・マンモグラフィ**▼大腸がん検診**＝問診・免疫便潜血検査（2日法）

【検診期限】

▼子宮頸がん・乳がん検診＝平成26年2月28日㈮**▼大腸がん検診**＝12月28日㈯

検診手帳・無料クーポン券と一緒に郵送する案内文で確認し受診してください。クーポン券を忘れた場合は受診できません。

【問合せ先】
健康推進課（☎64・1335）

年齢	生年月日	子宮頸がん（女性対象）	乳がん（女性対象）	大腸がん
20歳	平成4年4月2日～同5年4月1日	○		
25歳	昭和62年4月2日～同63年4月1日	○		
30歳	昭和57年4月2日～同58年4月1日	○		
35歳	昭和52年4月2日～同53年4月1日	○		
40歳	昭和47年4月2日～同48年4月1日	○	○	○
45歳	昭和42年4月2日～同43年4月1日		○	○
50歳	昭和37年4月2日～同38年4月1日		○	○
55歳	昭和32年4月2日～同33年4月1日		○	○
60歳	昭和27年4月2日～同28年4月1日		○	○